番	項目	意見(ほぼ全文記載)	市の考え方
号			
1	全般	生活習慣病並びに癌対策で各健康診断等の受診率を増加していかねばならないと思います。	ご意見のとおり、健康情報の活用や
		そのために厚生労働省・国立がんセンターから発表されているエビデンス(科学的根拠)に基づいて、検診	市民にわかりやすい周知に努めま
		の必要性をもっと市民向けにわかりやすくどう伝えていくか、健康情報の活用のあり方の基本姿勢をぶれ	す。
		ずに推進すること。	
		私的には、「健康リテラシーの推進」と「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセ	
		ス」=ヘルスプロモーションの推進を指します。	
		例、高血圧を下げるにはと言っても。いろいろな要素が絡んでいます。	
		①過剰な塩分摂取量を下げる工夫の紹介(減塩対策)	
		②朝食を抜くと、空腹によるストレスから朝の血圧が上昇しやすい	
		③果物や野菜を摂取する(カリウム摂取)	
		例、胃がんのリスク(塩分過剰摂取のエビデンスは、一般的にあまり知られていない。)	
		① 過剰な塩分摂取 喫煙 ヘリコバクターピロリ菌感染	
		https://epi.ncc.go.jp/files/02_can_prev/matrix_170801JP.pdfhttps://epi.ncc.go.jp/can_prev/evaluation/ind	
		ex.html	
		例、任意型がん検診(人間ドック等)・対策型がん検診の受診率の向上し予防に努める必要があり、医療技	
		術の進歩から癌も早期発見すれば、根治が可能な時代になりました。がん検診は、癌による死亡を減らす	
		ために行うためだと市民に広めていくことではないかと思います。 近い将来、血液一滴でガン検診が受	
		けられる時代が来ると報道がありました。がん検診の効率化と低予算で早期発見が可能な方法も生まれ	
		ると期待します。	
		https://www.nikkei.com/article/DGXMZO54299940Q0A110C2TJC000/	
2	P27	27p の次世代の健康の指標の中に 放課後や休日に外遊びが少ない又はどちらかといえば少ないと	ご意見を参考に、第3章「健康づくり
		回答した子供の割合 <u>目標値 減らす</u> とあります。	の目標と取組」、「7健康管理(3)目
		計画の趣旨と違っているとは思いますが、	標に向けた取組①市民一人ひとり
		最近の報道で、https://www.nhk.or.jp/kenko/atc_1090.html	の取組」の学童期・思春期の取組の
		屋外にいる時間が長い子どもは、近視を発症する割合が低いことがわかっています。	中で検討していきます。

		理由として考えられているのが、日光です。週に11時間以上、明るさ1000lx(ルクス)以	⇒原案のとおりとします。
			一一が未のともうりとしより。
		上の光を浴びることで近視の発症が抑えられることがわかっています。スマートフォン・タブレ	
		ット使用が増えることで、次世代の起こりうる病気に対し、計画の中にそれなりの準備が必要で	
		はないかと感じました。	
3	全般	健康づくりの取り組み計画の中にあっても良いかなと思う項目に <u>感染症対策</u> があります。	予防接種法に基づき、現在も感染
		ワクチン接種で疾病を予防できることはご承知のことと思います。	症予防に取り組んでいます。
		各自治体が実施している定期接種と保護者の判断で受ける任意接種があり必要とされる予防接種	感染症対策(予防接種)に関して
		については目標と評価があっても良いかなと思います。	は、山口県感染症予防計画で位置
		頻繁に報道される風疹をはじめ予防が可能な病気は、インフルエンザや麻しん(はしか)、水ぼう	付けられており、整合性を図りなが
		そう(水痘)、結核、破傷風などありますように、健康づくりの取り組みの一つにと考えます。ど	ら取り組みます。
		うかご検討してみてください。	⇒原案のとおりとします。
		最近、厄介な新型ウイルスが世界に広がっているようですし・・?	
4	P102	自殺対策の取組の関連する市の主な施策・事業の取組の6番目に「地域自立支援協議会運営事業」があ	地域自立支援協議会の用語説明に
		り、その取組内容は「障害者福祉に関する各種支援機関の間に構築されたネットワークを活用し、共生社	つきましては、周南市障害者計画
		会の理念普及を進めるとともに、自殺リスクを抱えた障害者の支援を図っていきます。」となっています。	(第4期)素案に掲げているとおりで
		現在、周南市障害者計画(第4期)素案のパブリックコメントが行われていて、その中の「用語の説明」で	すが、「3 自殺対策の取組」の「関連
		は、「地域自立支援協議会 地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への	する市の主な施策・事業」に掲げて
		対応のあり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、障害者	いる取組は、地域自立支援協議会
		に関する計画についての協議などを行う市町村が設置する機関。周南市では、4 つテーマ(相談支援、地	に関係する取組を取り出して、内容
		域	を掲載しています。
		生活、就労、教育)ごとに専門部会を設け、個々の障害者の支援について関係者が協議する個別支援会	⇒原案のとおりとします。
		議等で提起される地域の課題等についても協議している。」となっています。	
		障害者自立支援法では、「障害者の自立支援」の目的を達成するために、国、都道府県及び市町村の責	
		務を規定し、地域自立支援協議会については、次の事項を協議することとなっています。	
		「(1)相談支援事業の運営に関すること	
		・ 市町村の相談支援事業の運営計画、実績等に関する協議・評価	
		・ 圏域内の指定相談支援事業者の業務(サービス利用計画費)実績の報告	

(市町村の相談支援事業の法人への委託に関する協議も想定)

- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- ・虐待、家族関係、発達障害、福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如など、個々の事例に関し て錯綜する問題への対応のあり方に関する協議、調整

「権利擁護関係については、別の連携体制(高齢者への対応と共同)により対応。]

- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- ・(2)の協議などを踏まえ、地域における支援体制の評価、関係機関による連携体制
- の構築、社会資源の開発等に向けた協議
- (4) その他
- ・ 市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、等」となっており、周南市障害者計画(第4期)素 案の「地域自立支援協議会」の「用語の説明」は「障害者自立支援法」で規定された内容を市民にわかり 易く説明したものと私は認識しています。一方、「地域自立支援協議会運営事業」は、おそらく「障害者自立 支援法で規定された地域自立支援協議会の活動」に「周南市独自の活動」がプラスされているように思わ れますが、私には「周南市独自の活動」がよくわかりません。

また、誠に申し訳ありませんが、「自殺リスクを抱えた障害者の支援を図っていきます。」という文言は取っ てつけたように思えてなりません。

そのようなことから「地域自立支援協議会運営事業」の取組内容は、周南市障害者計画(第4期)素案の 「用語の説明」を準用し、「地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への対応の あり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、障害者に関する 計画についての協議などを行う」にするので、よろしいか、と考え、提案させていただきます。

全般

当該「計画(案)」は、関係部署多岐にわたると思われます。

「第5章 自殺対策の目標と取組(自殺対策計画)」では、「関連する市の主な施策・事業」に「担当課」が 明示されております。

「第3章 健康づくりの目標と取組(健康づくり計画)」

「第4章 食育推進の目標と取組(食育推進計画)」

の「行政の取組」にも、「(主)担当課」を明示すべきと感じます。

自殺対策につきましては、自殺の背 景には、精神保健上の問題だけで なく、過労、生活困窮、育児疲れ等 様々な要因があるため、庁内外の 関係機関との連携が、より重要とな ることから、担当課を明記していま す。

⇒原案のとおりとします。

6 全般 「第2章 周南市の現状」の中で本年までの各計画の評価指標の検証(基準値、現状値、当時の目標値)が、

「第3章 健康づくりの目標と取組(健康づくり計画)」

「第4章 食育推進の目標と取組(食育推進計画)」

「第5章 自殺対策の目標と取組(自殺対策計画)」

に、今回の計画(案)の評価指標(現状値、目標値)が、また「第6章 計画の推進」の最後にはそれら指標がまとめて表記されております。

本来評価指標というものは

「前回計画での推移を確認した上で、前回計画の目標値を継続または見直したり、指標を削除・追加する」 ものと考えます。

第 3~6 章の表記では上記内容が分かりにくくなっております。(各項目について第 3 章に戻っての確認が必要となります)。

第3~6章の指標表記に、各指標について

- 前回計画の当時基準値、当時目標値を追加表記し、
- ・前回計画当時目標値と今回目標値が異なる場合
- ・前回計画にはあった指標を今回指標としていない場合
- ・前回計画に無かった指標を今回指標としている場合

は、その理由を明示すべきと考えます。

評価指標についても、「(主)担当課」明らかなものについては明示が必要と感じます。

「第2章 7周南市健康づくり計画の 取組と評価」で、前計画の評価指標 を検証した上で、本計画の評価指標 を精査し、設定しています。

本計画の評価指標は、新たに「周南市の健康や食生活についてのアンケート調査」の項目を多く評価指標としていますことから本標記とします。

⇒原案のとおりとする。

7 | 全般

<全般:主に今回の意見募集の実施方法に関する意見となっております。>

当案件、資料統計 110 ページを超すものとなっております。又、意見作成のためには、本来前回計画にあたる P1 記載各計画、他文面に記述があります関係する国、県、市の法令・計画類多数の内容も確認すべきと考えます。

その様な意見募集を、他の市パブリックコメント(意見募集)と募集期間重なる上、当市行政とは関係ない ものの県パブリックコメント(意見募集)数件期間重なり、年始の期間も含む中で通常の意見募集と同様の 1ヶ月の期間設定は短いと考えます。

期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。 (市のパブリック・コメントに関する条例(周南市市民参画条例)では、募集期間は「原則として 1 箇月とします。」としており、1 ケ月固定絶対、1 回限定とはしていないと考えます。)

当案件、市ホームページでの資料掲載に不備があったと聞いております。

その様な意見募集を、意見募集ホームページで不備発生の通知もなく当初の募集期間のままで対応するのは不適切と考えます。

期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。 市民=主権者からの、期間不足、資料公開不備による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願います。

(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。資料公開不備に至っては、意見募集期間延長非実施の理由はありえないと考えます。)

パブリックコメント(意見募集)については、

- ・年末年始等市民の繁忙期を避ける。
- ・複数案件の期間重視を避ける。
- ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。
- ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。

と言った対応を常時実施願います。

(必要であれば条例修正等実施願います。)

ホームページ上で、検索・閲覧しにくい期間がありご不便をおかけしましたが、当初から掲示は行っておりましたことから、見直すことは想定しておりません。

パブリックコメントの期間につきましては、今後の実施において検討して まいります。

8	全般	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ=市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に掲示願います(記事の場合は把握している範囲内で)。 (市広報誌には当該パブリックコメント(県民意見募集)の記事・記載はありましたものの、規則上か掲載は1回だけ、と記憶しております。) 今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能なはずです)の理由を明示願います。	パブリックコメントは、市広報、ホームページでお知らせするとともに、本庁舎閲覧コーナー、各総合支所地域政策課窓口、各支所、健康づくり推進課を閲覧場所としました。 市広報は編集・発行にあたり、限られたページを有効活用するため同じ内容の記事の再掲載は原則行わないこととしています。
9	全般	市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。 実施できないのであればその理由を明示の上、是正(規則・条例等の修正等)実施をお願い致します。 前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。 (「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか。」(十分・不十分)を明示願います。)	計画策定にあたり、「健康づくり推進協議会」や「のびのびはつらついきいき周南21推進員会」においてご意見をいただき計画に反映しております。
10	全般	文章内の年(度)表記、ほとんどが元号のみの記載の模様です。 年次把握がし易いように全て元号西暦併記あるいは西暦のみの表記に統一頂けましたら幸いです。 市施策資料の年(度)表記は、年次把握がし易いように全て元号西暦併記あるいは西暦表記に統一頂 けましたら幸いです。	和暦、西暦または併記とするかどう かの取り扱いの明文規定はなく、慣 例により和暦を使用しています。 一部元号西暦併記とします。
11	全般	所々に語句説明がありますが、他にも行政用語専門用語が散見されます。使用語句再度御確認、必要であれば説明追記(場合によっては巻末「語句説明/解説」作成)を宜しくお願い致します。	使用語句について再度確認の上、 可能なものについて追記いたしま す。